

# 緊急事態宣言の発出に伴う 保育所等における対応について

政府は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。これにより、新宿区を含む東京都が、緊急事態措置の対象区域として指定されました。

新宿区内の保育園・子ども園は、緊急事態宣言に伴う臨時休園や登園自粛要請はありません。引続き、次の感染予防対策等を徹底したうえで、運営を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言に伴って勤務先等の取組により、保護者の皆様が休暇を取得する場合には、家庭での保育をお願いします（この場合、保育料の減額はありません。）。

## 健康管理について お願い

発熱（概ね37.5度以上）や呼吸器症状があるときは、保育園・子ども園のご利用は控えてください（自宅で検温してください）。発熱があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、ご利用を控えてください（発熱時の体温は目安であり、個々の子どもの体調や平熱に応じて、個別に判断させていただきます。また、保護者の皆様の送迎も同様の配慮をお願いします。）。

感染が心配な症状がある場合は、かかりつけ医に電話で相談してください。かかりつけ医がない場合は「発熱相談センター」にご相談ください。

なお、「園児の体調が普段と比べて少し気になる」、「同居の保護者の方等の体調不良、PCR検査の受診」、「同居の保護者の方等が濃厚接触者に特定」、これらにおいて、保護者の皆様により自主的に登園を自粛していただいたことによる、園内での感染（クラスター）、臨時休園や園内消毒が回避された例が多数あります。今後とも、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、送迎時、保護者の皆様においては、マスクの着用をお願いします（健康維持のため、周囲の人との距離を十分にとれる場所では、適宜、マスクをはずすことも必要です。）。

## 園内の衛生管理について

園内では、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などにより手指を清潔に保つことを徹底するとともに、手が触れる机やドアノブなど物の表面は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムにより、定期的に消毒しています。

また、室内で多くの子どもたちや職員が集まる場合は、こまめに換気を行っています。

さらに、職員をはじめとして、委託事業者など園で働くすべての者にマスクの着用、検温や手指消毒を徹底しています。

## 感染症が発生した場合等の対応について

園児又は職員等の感染が判明した場合は、原則として、感染者の最終登園日の翌日から起算して14日目まで、当該園を一部又は全部を臨時休園とします。その場合は、必要に応じて園舎の消毒を行います。

また、園児の同居の家族の感染が判明した場合は、原則として、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間は登園を控えていただきます。

なお、併設の他施設で感染症が発生した場合や地域全体で感染症の拡大を抑えることを目的として、感染者がいない保育園等も臨時休園することがあります。

感染症の発生等により臨時休園となった場合は、家庭保育を要請することになります（保育料減額有）。

## 園内行事について

不特定多数の方の参加やいわゆる「3密」等が避けられない行事やイベントは中止や延期になる場合があります。

その際は、必要に応じて、園から保護者の皆様にご連絡いたします。

## 感染が心配な症状（発熱、咳・痰、味覚・嗅覚異常、全身倦怠感）がある方は…

- ◎ **かかりつけ医がいる方は、まず、かかりつけ医に電話で相談し、指示に従ってください。**
- ◎ **かかりつけ医がいない方は、発熱相談センターに電話で相談してください。**

### 発熱相談センター

平日（9時～17時）	新宿区発熱等電話相談センター 電話：03-5273-3836
24時間受付	東京都発熱相談センター 電話：03-5320-4592

園児及び同居の保護者の方等が、かかりつけ医や発熱相談センター等に相談し、自宅療養を指示された場合及びPCR検査を受けた場合は速やかに園までお知らせください。 お願い

情報は随時更新されています。最新情報は新宿区ホームページからご確認ください。

